

さぬき市営墓地使用者募集について（随時募集）

1. 募集墓地

墓地名称	所在地	区画面積	永代使用料
琴林霊園	津田町津田88番地1	2.25 m ²	135,000 円
鶴羽霊園	津田町鶴羽331番地	区画により異なります。	140,000 円～ 220,000 円
大谷墓地	鴨庄4441番地2	6.0 m ²	300,000 円
二番墓地	鴨部7211番地ほか	6.0 m ²	300,000 円
竹林の里墓地公園	志度2929番地	3.2 m ² 3.8 m ²	256,000 円 304,000 円
北野間墓地公園	寒川町神前2861番地	5.0 m ²	200,000 円
石田西墓地公園	寒川町石田西1573番地	3.6 m ²	90,000 円
尾崎墓地公園	長尾東1259番地1	4.0 m ²	300,000 円

2. 申込資格（下記の要件をすべて満たす方）

- ・さぬき市内に住所を有している方
- ・現在、同一世帯でさぬき市営墓地を使用していない方
- ・墓地使用許可日から2年後の年度末までに墓石を建立できる方（令和6年度に許可の場合：令和9年3月末日）

3. 申込方法等

（1）申込方法

生活環境課へ「墓地使用許可申請書」、住民票の謄本（本籍記載分で6カ月以内に発行されたもの）を提出してください。

「墓地使用許可申請書」はホームページからもダウンロードできます。

※郵送及び代理人による提出は可能ですが、申請書は申請者本人が自書ください。また、電話、FAX、電子メールによる申し込みはできません。

（2）申込受付時間

午前8時30分～午後5時15分

※閉庁時（土、日曜日、祝日等）は、受付を行いません。

（3）申込受付場所

さぬき市役所生活環境課

4. その他

- (1) 墓地使用場所及び使用区画を決める際には、生活環境課の窓口にお越しください。
- (2) 「墓地使用許可書」は、納付の確認ができましたら「墓地工事承認願」、「墓地工事完了届」、「埋葬届」の書類とあわせて郵送で送付しますので、大切に保管してください。
- (3) 申し込みにあたり、区画周辺の整備や通路の設置など、条件を付加することはできません。現状での貸し付けとなりますので、現地をよく確認した後に申し込みをしてください。